

水戸市耐震改修促進計画 (第3次)

令和4年4月

水 戸 市

目 次

第1章 水戸市耐震改修促進計画策定の趣旨	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象期間	2
4 対象区域及び対象建築物	2
5 水戸市における地震災害履歴	5
第2章 民間建築物の現状と目標	
1 民間建築物の耐震化の現状	7
2 民間建築物の耐震化の目標	9
第3章 市有建築物の現状と目標	
1 市有建築物の耐震化の現状	10
2 市有建築物の耐震化目標及び整備プログラム	11
第4章 建築物の耐震化の促進に向けた施策の展開	
1 基本的な方針	15
2 役割分担	15
3 耐震診断義務付け対象となる建築物等	16
4 耐震化促進のための環境整備	27
5 耐震化促進を図るための支援策	28
6 建築物の総合的な安全対策の促進	32
7 耐震化を促進するための適切な指導や命令等	34
第5章 推進体制と進行管理	
1 推進体制	36
2 進行管理	36
資料編	37

第1章 水戸市耐震改修促進計画策定の趣旨

1 背景と目的

1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、国は1995（平成7）年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月25日施行）」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

さらに、2006（平成18）年1月に策定された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、茨城県では、2007（平成19）年3月に「茨城県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を策定し、大地震による人的被害及び経済的被害の削減を目的として、耐震改修に係る目標及び各種施策等について定め、既存建築物の耐震改修等を含む耐震化施策を進めています。

本市においても、市民の生命及び財産保護を目的として、2008（平成20）年3月に「水戸市耐震改修促進計画」を策定し、木造住宅の耐震診断に加え、新たに耐震改修の設計及び工事を支援するなど、住宅の耐震化を進めてきました。

このような中、2011（平成23）年3月の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。本市においても、死者7人、全壊590棟、半壊約3,000棟に及ぶ甚大な被害を受けました。その後、2013（平成25）年11月の耐震改修促進法改正により、耐震化促進の規制強化が図られたことを踏まえ、水戸市耐震改修促進計画第2次を策定し、耐震診断及び耐震改修に対する支援を通して、大規模建築物の耐震化を進めてきました。

さらに、2018（平成30）年6月の大阪府北部地震で、ブロック塀倒壊による死亡事故が発生したことを受け、計画を改定し、ブロック塀等の撤去に対する補助制度を創設し、通学路及び災害時主要道路の安全対策を進めてきました。

近年も、熊本地震、北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況です。また、東日本大震災を上回る被害が想定されている南海トラフ地震は、発生の切迫性が指摘されています。こうした状況を踏まえ、国の基本方針の改正及び県計画の第3次策定が行われました。県計画では、新たに、「地震発生時に利用を確保すべき建築物に関する事項」及び「地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項」を定め、大規模地震災害の対策を促進します。

本市におきましても、水戸市耐震改修促進計画第3次（以下「本計画」という）を策定し、大規模地震災害に備えた建築物の耐震化促進を重点的に取り組み、災害に強いまちづくりの実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づいて策定するものであり、県計画との整合を図るとともに、本市の上位計画である水戸市第6次総合計画，さらには、地域防災計画をはじめ、都市計画マスタープラン等の分野別計画との整合を図るものとします。

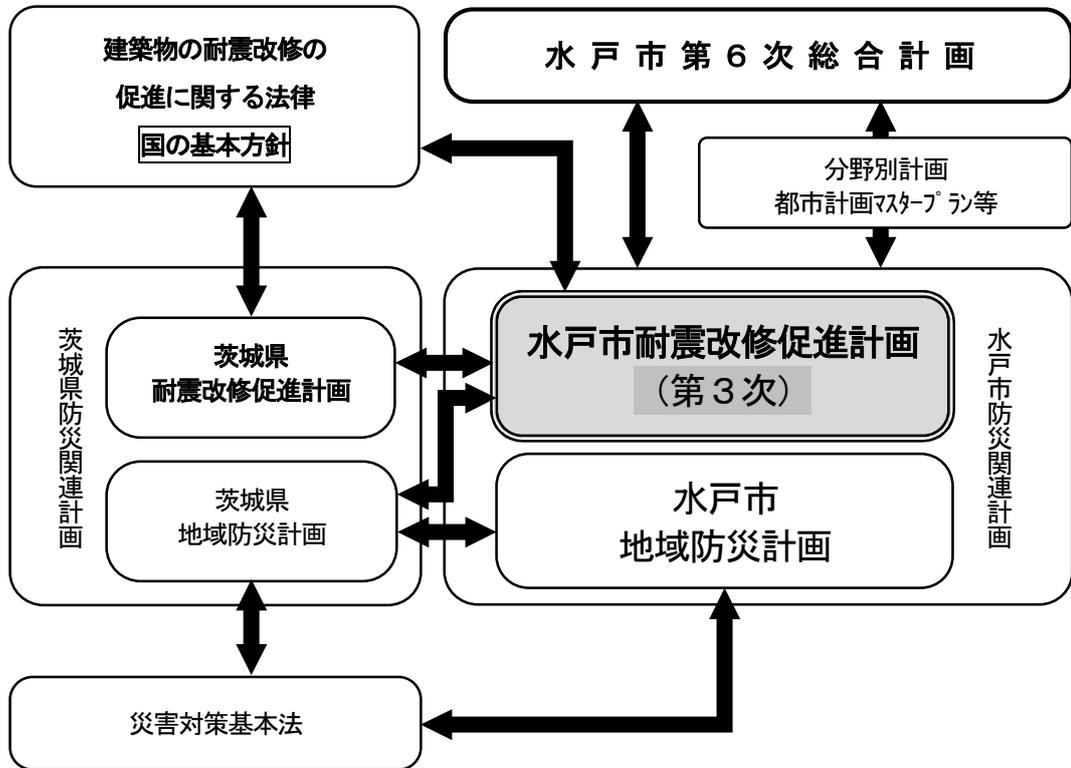


図 1-1 水戸市耐震改修促進計画の位置付け

3 計画の対象期間

本計画の対象期間は、国の基本方針，県計画を踏まえ、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までとします。なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況に応じ、計画内容を検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。

4 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は水戸市全域とします。

対象とする建築物は、原則として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築された住宅・建築物のうち、次に示すものとします。

表 1-1 耐震改修促進計画の対象建築物

区分	種類	内容
民間建築物のうち	住宅	○戸建住宅, 共同住宅 (長屋建含む)
	民間特定既存耐震不適格建築物	○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物 (表 1-2) に該当する民間の大規模な建築物
市有建築物のうち	市有特定既存耐震不適格建築物	○耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物 (表 1-2) に該当する水戸市所有の大規模な建築物
	防災上重要な市有建築物 (市有特定既存耐震不適格建築物以外)	○特定既存耐震不適格建築物の規模要件に満たない, 階数 2 以上又は延べ面積 200 ㎡を超える水戸市所有の建築物 ○階数 2 未満で, 延べ面積 200 ㎡以下の人が常時使用する施設 ○階数 2 未満で, 延べ面積 200 ㎡以下の震災時に重要な役割を果たす施設

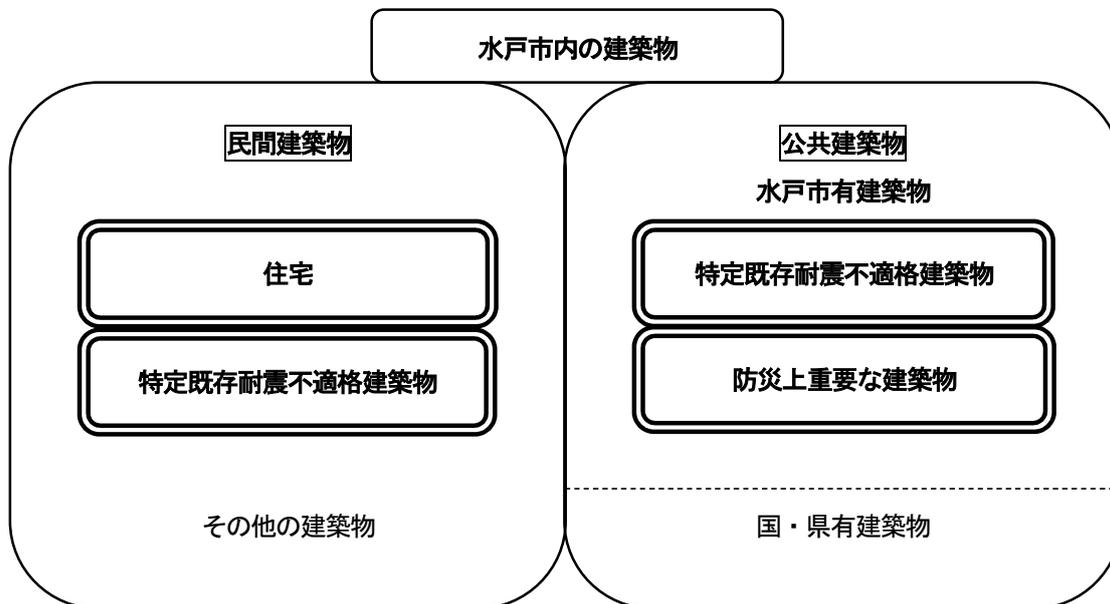


図 1-2 計画対象建築物のイメージ (二重枠で示された部分が対象)

表 1-2 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条）

用途		特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条）		
		指導・助言対象 （耐震改修促進法第 15 条第 1 項）	指示対象 （耐震改修促進法第 15 条第 2 項）	耐震診断義務付け対象 （耐震改修促進法附則第 3 条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
集会場、公会堂		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
公衆浴場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で位置付ける避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合には 6m 超）		耐震改修促進計画で位置付ける重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合には 6m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で位置付ける大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

5 水戸市における地震災害履歴

明治以降に本市に影響を及ぼした主な地震の発生状況は以下のとおりです。

表 1-3 過去に発生した主な地震

年(西暦)	月・日	震央(地震名)	規模(M)	震度(水戸市)
1895(明治28)年	1.18	茨城県南東部	7.2	
1921(大正10)年	12.8	茨城県南部	7.0	4
1923(大正12)年	9.1	関東地震(関東大震災)	7.9	4
1927(昭和2)年	7.30	茨城県沖	6.1	4
1930(昭和5)年	5.1	千葉県東方沖	6.3	4
1930(昭和5)年	6.1	茨城県北部	6.5	5
1931(昭和6)年	9.21	埼玉県北部(西埼玉地震)	6.9	5
1933(昭和8)年	3.3	三陸沖	8.1	4
1937(昭和12)年	7.27	宮城県沖	7.1	4
1938(昭和13)年	5.23	茨城県沖	7.0	5
1938(昭和13)年	9.22	茨城県沖	6.5	5
1938(昭和13)年	11.5	福島県沖	7.5	5
1938(昭和13)年	11.5	福島県沖	7.3	4
1938(昭和13)年	11.6	福島県沖	7.4	4
1941(昭和16)年	11.26	茨城県沖	6.2	4
1942(昭和17)年	9.9	茨城県沖	6.2	4
1949(昭和24)年	12.26	栃木県北部	6.2	4
1949(昭和24)年	12.26	栃木県北部	6.4	4
1953(昭和28)年	11.26	関東東方沖	7.4	4
1959(昭和34)年	1.24	福島県沖	6.2	4
1963(昭和38)年	5.8	茨城県沖	6.1	4
1964(昭和39)年	5.30	茨城県沖	6.2	4
1965(昭和40)年	9.18	茨城県沖	6.7	4
1968(昭和43)年	7.1	埼玉県南部	6.1	4
1972(昭和47)年	2.29	八丈島東方沖	7.0	4
1974(昭和49)年	7.8	茨城県沖	6.3	4
1978(昭和53)年	2.20	宮城県沖	6.7	4
1978(昭和53)年	6.12	宮城県沖	7.4	4
1982(昭和57)年	7.23	茨城県沖	7.0	4
1983(昭和58)年	2.27	茨城県南部	6.0	4
1986(昭和61)年	2.12	茨城県沖	6.1	4
1987(昭和62)年	2.6	福島県沖	6.7	4
1987(昭和62)年	4.7	福島県沖	6.6	4
1987(昭和62)年	4.23	福島県沖	6.5	4
1987(昭和62)年	12.17	千葉県東方沖	6.7	4
1996(平成8)年	2.17	福島県沖	6.8	4
2000(平成12)年	7.21	茨城県沖	6.4	5弱
2003(平成15)年	5.26	宮城県沖	7.1	4
2005(平成17)年	8.16	宮城県沖	7.2	4
2005(平成17)年	10.19	茨城県沖	6.3	4
2008(平成20)年	5.8	茨城県沖	7.0	5弱
2009(平成21)年	8.9	東海道南方沖	6.8	4
2011(平成23)年	3.11	三陸沖	9.0	6弱
2011(平成23)年	3.11	福島県沖	6.8	4
2011(平成23)年	3.11	福島県沖	6.1	4
2011(平成23)年	3.11	茨城県沖	6.5	4
2011(平成23)年	3.11	茨城県沖	7.6	5強

2011（平成23）年	3.11	福島県沖	6.5	4
2011（平成23）年	3.11	岩手県沖	6.6	4
2011（平成23）年	3.11	茨城県沖	6.8	4
2011（平成23）年	3.14	茨城県沖	6.2	4
2011（平成23）年	3.16	千葉県東方沖	6.1	5弱
2011（平成23）年	3.19	茨城県北部	6.1	4
2011（平成23）年	4.7	宮城県沖	7.2	4
2011（平成23）年	4.11	福島県浜通り	7.0	5弱
2011（平成23）年	4.12	福島県中通り	6.4	4
2011（平成23）年	4.21	千葉県東方沖	6.0	4
2011（平成23）年	7.31	福島県沖	6.5	4
2011（平成23）年	8.12	福島県沖	6.1	4
2011（平成23）年	9.15	茨城県沖	6.3	4
2012（平成24）年	1.1	鳥島近海	7.0	4
2012（平成24）年	3.14	千葉県東方沖	6.1	4
2012（平成24）年	12.7	三陸沖	7.3	4
2013（平成25）年	10.26	福島県沖	7.1	4
2016（平成28）年	11.22	福島県沖	7.4	4
2016（平成28）年	12.28	茨城県北部	6.3	4
2021（令和3）年	2.13	福島県沖	7.3	4
2021（令和3）年	3.20	宮城県沖	6.9	4
2022（令和4）年	3.16	福島県沖	7.4	5弱

※主な地震として、マグニチュード6.0以上かつ水戸地方気象台で震度4以上を観測したものを対象としている。
（データ）水戸地方気象台（過去の地震データ検索）

第2章 民間建築物の現状と目標

1 民間建築物の耐震化の現状

(1) 住宅における耐震化の現状

2018（平成30）年の水戸市の住宅・土地統計調査結果をもとに、国の推計方法を用いて2021（令和3）年における市内の住宅数を推計すると住宅総数は123,106戸となります。

このうち必要な耐震性を有する住宅は111,740戸と推計され、耐震化率90.8%となり、残り11,366戸(9.2%)の住宅が必要な耐震性を満たしていないものと見込まれます。

住宅の用途別にみると、戸建住宅においては総数69,668戸と推計され、うち耐震性を有する住宅は58,712戸で耐震化率84.3%となっています。

共同住宅・長屋建においては、総数53,438戸と推計され、うち耐震性を有する住宅は53,028戸、耐震化率99.2%となっています。

表2-1 住宅の耐震化の現状（令和3年度における推計値）

建築物区分	総戸数 A	旧耐震			新耐震 E	耐震性 あり F=B+E	耐震化率 G=F/A
		耐震性 あり(*) B	耐震性 なし C	計 D=B+C			
戸建住宅	69,668	7,468	10,956	18,424	51,244	58,712	84.3%
共同住宅 長屋建	53,438	1,049	410	1,459	51,979	53,028	99.2%
合計	123,106	8,517	11,366	19,883	103,223	111,740	90.8%

(*) 旧耐震住宅における「耐震性あり」の住宅数は、国の住宅の耐震化率の推計方法に関する資料(資料編 資料2)を用いて算出している。

(2) 民間特定既存耐震不適格建築物における耐震化の現状

市内の民間特定既存耐震不適格建築物は、総数 821 棟で、そのうち耐震性を有する建築物は 681 棟、耐震化率 83.1%となっています。

旧耐震の建築物は 190 棟で、そのうち耐震性を有しない建築物は 139 棟です。

表 2-2 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状（令和 3 年）

用 途	総棟数 A	旧耐震			新耐震 E	耐震性 あり F=B+E	耐震化率 G=F/A
		耐震性あり B	耐震性なし C	計 D=B+C			
学校	100	15	16	31	69	84	84.0%
病院・診療所	51	3	12	15	36	39	76.5%
社会福祉施設等	65	0	0	0	65	65	100%
ホテル・旅館等	42	2	5	7	35	37	88.1%
店舗・百貨店	44	1	13	14	30	31	70.5%
賃貸共同住宅	266	8	44	52	214	222	83.5%
事務所	211	19	42	61	150	169	80.1%
その他	42	3	7	10	32	35	83.3%
合計	821	51	139	190	631	681	83.1%

2 民間建築物の耐震化の目標

(1) 住宅に関する耐震化の目標

住宅は日常生活を営むうえで最も滞在時間が長い場所です。地震時の人的被害を抑制するために安全性の確保が重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。国が基本方針等において、2030（令和12）年度までに耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消することを目標としたことから、目標達成に向けた中間値として、2025（令和7）年度に耐震化率95%を達成できるよう、取組を推進します。

※文中の「おおむね」は96～99%を示しています。以降の文中において同じです。

(2) 民間特定既存耐震不適格建築物に関する耐震化の目標

国の基本方針等を踏まえ、2025（令和7）年度までに、民間特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とします。また、それ以外の耐震性が不十分な民間特定既存耐震不適格建築物についても、所有者への普及啓発や補助制度の活用等により、更なる耐震化の促進を図ります。

【耐震化の目標】

□住宅

- ・2025（令和7）年度までに耐震化率を95%にする。

□民間特定既存耐震不適格建築物

- ・2025（令和7）年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する。

第3章 市有建築物の現状と目標

1 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

2021（令和3）年度末時点における市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況は以下のとおりです。

水戸市が耐震改修を推進した結果、市有特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震性が不足する建築物は無くなりました。

表3-1 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況（令和3年度末時点）

建築物数 用途	総棟数 A	旧耐震基準の建築物			新耐震基準 の建築物 E	耐震性のあ る建築物 F=B+E	耐震化率 F/A
		耐震性があ る建築物 B	耐震化が必要 な建築物 C	計 D=B+C			
学校	86	42	0	42	44	86	100%
病院・診療所等	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設	3	1	0	1	2	3	100%
市営住宅	103	47	0	47	56	103	100%
事務所等	19	7	0	7	12	19	100%
その他	11	4	0	4	7	11	100%
合計	222	101	0	101	121	222	100%

（参考）市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況（平成19年9月時点） 策定時

建築物数 用途	総棟数 A	旧耐震基準の建築物			新耐震基準 の建築物 E	耐震性のあ る建築物 F=B+E	耐震化率 F/A
		耐震性があ る建築物 B	耐震化が必要 な建築物 C	計 D=B+C			
学校	138	15	63	78	60	75	54.3%
病院・診療所等	—	—	—	—	—	—	—
社会福祉施設	2	0	2	2	0	0	0%
市営住宅	101	48	0	48	53	101	100%
事務所等	19	1	10	11	8	9	47.4%
その他	5	0	3	3	2	2	40.0%
合計	265	64	78	142	123	187	70.6%

（注）規模要件については、P4の表1-2参照

2 計画対象市有建築物の耐震化目標及び整備プログラム

(1) 計画対象市有建築物の耐震化の目標

①対象とする施設

本計画の対象とする市有建築物は、耐震改修促進法における「特定既存耐震不適格建築物」を基本としていますが、市有特定既存耐震不適格建築物よりも規模が比較的小さいものであっても、災害時の拠点となる施設や避難所となる施設、社会福祉施設等の災害時に他施設への避難が困難となる施設については、「防災上重要な市有建築物」として、本計画の対象とします。

②耐震化の数値目標

計画対象市有建築物は、2021（令和3）年度時点において耐震化率が97.5%となっており、おおむね解消となっています。計画の最終年次となる2025（令和7）年度において、耐震化率を完全解消することを目標とします。

(2) 耐震化整備プログラム

①耐震化整備方針

計画対象市有建築物の耐震化に当たっては、施設の役割等に応じてグループ化し、計画的に耐震診断や耐震改修等を実施することとします。

また、改築や大規模改造等の計画がある施設については、別途当該整備を進めることとします。

表 3-4 計画対象市有建築物のグループ分けと主な施設

グループ1 災害対策の拠点機能等を持つ施設

分類	主な施設
ア 災害対策拠点機能を持つ施設	市庁舎, 消防署, 土木補修事務所
イ 救助・救急・医療等拠点機能を持つ施設	消防出張所, 消防団詰所
ウ 避難施設	学校体育館, 市民センター

グループ2 災害時に都市インフラを支える施設

分類	主な施設
ア ライフライン機能を持つ施設	水道施設
イ その他の都市インフラ施設	斎場, 下水道施設

グループ3 災害時における被害防止の視点から整備すべき施設

分類	主な施設
ア 福祉・教育施設	福祉施設, 幼稚園, 小・中学校
イ 市民利用施設	市民会館, 公園内施設, 図書館
ウ 市営住宅	市営住宅
エ その他の施設	上記以外の施設

※旧耐震建築物が対象（耐震改修済・建て替え済及び建て替え中を含む）

グループごとの耐震化の現状は表 3-4 のとおりです。

計画対象市有建築物は総数 734 棟で、そのうち耐震性を有する施設は 716 棟、耐震化率 97.5%となっています。

「災害対策の拠点機能等を持つ施設」は総数 135 棟で、そのうち 134 棟が耐震性を有しており、耐震化率 99.3%となっています。

「災害時に都市インフラを支える施設」は総数 122 棟で、そのうち 119 棟が耐震性を有しており、耐震化率 97.5%となっています。

「災害時における被害防止の視点から整備すべき施設」は総数 477 棟で、そのうち 463 棟が耐震性を有しており、耐震化率 97.1%となっています。

表 3-5 計画対象市有建築物の耐震化の現状（令和3年度末）

グループ	施設の内容	総棟数	旧耐震			新耐震	耐震性 あり	耐震化 率
			耐震性 あり(*)	耐震性 なし	計			
			A	B	C			
1	災害対策の拠点機能等を持つ施設	135	38	1	39	96	134	99.3%
2	災害時に都市インフラを支える施設	122	24	3	27	95	119	97.5%
3	災害時における被害防止の視点から整備すべき施設	477	159	14	173	304	463	97.1%
合 計		734	221	18	239	495	716	97.5%

(参考) 計画対象市有建築物の耐震化の現状（平成19年9月） 策定時

グループ	施設の内容	総棟数	旧耐震			新耐震	耐震性 あり	耐震化 率
			耐震性 あり(*)	耐震性 なし	計			
			A	B	C			
1	災害対策の拠点機能等を持つ施設	136	1	58	59	77	78	57.3%
2	災害時に都市インフラを支える施設	122	4	37	41	81	85	69.7%
3	災害時における被害防止の視点から整備すべき施設	568	94	214	308	260	354	62.3%
合 計		826	99	309	408	418	517	62.6%

(*) 旧耐震の施設のうち耐震性を有する施設については、既に耐震診断を実施し「耐震性を有する」と判定された施設を対象としており、今後の耐震診断の結果において施設数が増えることがある。

②耐震化整備プログラム

災害時においては、前記の各グループに分類される施設が、それぞれが重要な役割を果たすこととなるため、施設の面積規模等による区分を基本として、計画的に耐震診断、耐震改修等を進めることとします。

a) グループ 1

現状、グループ 1 に該当する建築物 135 棟のうち、耐震性が不足している建築物は南消防署のみとなっております。南消防署は、新庁舎を移転改築工事中であり、2022（令和 4）年度中に新庁舎への機能移転を予定しており、これにより耐震化率は 100%となります。

b) グループ 2

分類アに該当する施設については、水道事業基本計画（第 3 次）に沿って耐震化を実施することとします。

分類イに該当する施設については、これまでの改修状況等を踏まえ、施設の規模や用途等を勘案して、年次的に耐震化を実施することとします。

c) グループ 3

分類ア及びエに該当する施設についてはすでに耐震化率 100%を達成しています。

分類イ及びウに該当する施設については、建築年に応じて耐震化若しくは用途廃止・除却を実施することとします。

現時点でおおむね解消されているものの、完全解消を目指して計画的な整備を進めます。

第4章 建築物の耐震化の促進に向けた施策の展開

1 基本的な方針

- ①建築物に係る地震対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保する。
- ②水戸市は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な応じて支援を実施する。
- ③対象建築物については、本計画に従い耐震化を進める。

2 役割分担

(1) 市民及び建築物所有者

市民及び建築物の所有者は、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するよう努力するものとします。

(2) 水戸市

市は、本計画の達成に向け、建築物の所有者等が主体的に耐震化に取り組むことができるよう支援します。

そのために、1981（昭和56）年5月31日以前に建築されたいわゆる「旧耐震基準」の建築物の所有者、管理者等に対し、耐震化に向けた情報提供や意識啓発を行い、市民の理解を深めるとともに、耐震診断・耐震改修に係る助成を実施し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。また、市民の安全確保の上で耐震化の必要性の高い建築物については、必要に応じて、指導、勧告その他の措置を講ずるよう努めます。

市が所有・管理する公共建築物については、整備プログラムに沿った計画的な耐震化を進めるとともに、進捗に応じた見直しを行うものとします。

耐震診断義務付け対象建築物について、早期に耐震診断を完了するよう所有者への指導等を行うとともに、耐震性の不足が明らかになった場合には、本計画に設定した期間内に耐震改修等を実施するよう指導等を行います。

(3) 建築関係団体

建築関係団体は、建築の専門知識を有しており、建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、そのネットワークなどを活用し、本市と連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に取り組んでいくものとします。

特に、建築及び防災に関する相談、耐震診断業務等を実施している建築関係団体は、耐震相談窓口の充実、技術者の育成及び技術力の向上に努めることとします。

3 耐震診断義務付け対象となる建築物等

(1) 地震発生時に利用を確保すべき建築物（防災拠点建築物）

大規模な地震が発生した場合において、災害応急活動などその利用を確保することが公益上必要な建築物は、耐震性が不足する場合、優先的に耐震化を促進する必要があります。

このため、茨城県は、次の要件のいずれかに該当する既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）を、耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定に基づく防災拠点建築物として、県計画に位置付けています。対象建築物の所有者は、耐震改修促進法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を2025（令和7）年3月31日までに所管行政庁（水戸市内の対象建築物については、水戸市。以下この章において同じ）に報告することが義務付けられます。また、報告を受けた所管行政庁は、耐震診断結果の公表を行います。

■要件

- ①県及び市町村の災害対策本部が設置される建築物
 - ・茨城県庁及びその他の県有施設
 - ・市役所及び町村役場（本庁舎に限る）
- ②茨城県地域防災計画において災害拠点病院として位置付けられている病院
- ③災害対策基本法に基づき市町村が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所のうち、その規模及び用途等が、耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する建築物
- ④その他知事が必要なものとして定める建築物

水戸市内の上記要件に該当する建築物は、すべて耐震性を有することが確認されています。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）

茨城県は、大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し、道路の通行を確保する必要がある道路として、県計画において、以下の道路を位置付け、沿道建築物の制限を定めています。

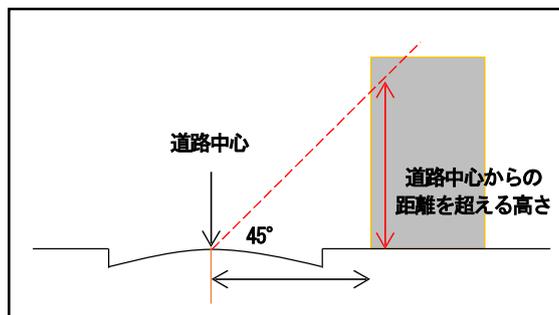
①耐震診断義務付け道路の沿道建築物

広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（高速道路・直轄国道等）（表 4-2）及び、それらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路（表 4-3）を、茨城県が耐震改修促進法第 5 条第 3 項第二号に基づき、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として位置付けます。

対象建築物は、【図 4-1】、【図 4-2】の要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物です。その所有者は、耐震改修促進法第 7 条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を 2025（令和 7）年 3 月 31 日までに所管行政庁に報告することが義務付けられます。また、報告を受けた所管行政庁は、耐震診断結果の公表を行います。

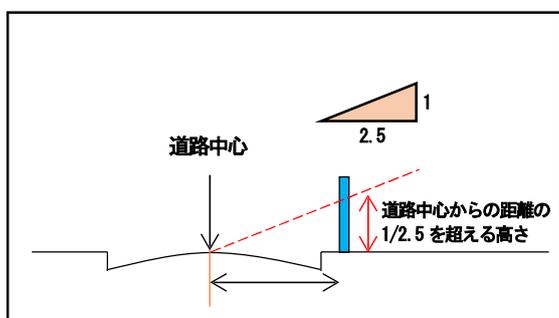
水戸市は、茨城県と協力して、対象建築物の所有者に対して耐震診断を実施するよう、文書通知や戸別訪問等を行うとともに、耐震診断費用等の一部を助成するなどの支援策を検討します。また耐震診断の結果により、耐震改修に努めるよう指導及び助言を行います。

図 4-1 対象となる建築物の要件（耐震改修促進法施行令第 4 条第 1 項第一号）



※倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ 6m を超えるものに限る）

図 4-2 対象となる組積造の塀の要件（耐震改修促進法施行令第 4 条第 1 項第二号）



※倒壊した場合において、前面道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある組積造の塀で建築物に付属するもの（長さ 25m を超えるものに限る）

表 4-2 広域の緊急輸送を担う交通軸(高速道路, 直轄国道等)(水戸市内)

路線名	指定区間
常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から 北茨城市(福島県)まで
北関東自動車道	桜川市県境(栃木県)から 水戸市元石川町(水戸南 IC)まで
東水戸道路	水戸市元石川町(水戸南 IC)から ひたちなか市部田野(ひたちなか IC)まで
国道 6 号	取手市県境(千葉県)から 北茨城市県境(福島県)まで
	水戸市酒門町国道 50 号バイパス(酒門町交差点)から 水戸市元吉田国道 6 号バイパス終点(水戸南 IC)まで
国道 50 号	結城市県境(栃木県)から 水戸市三の丸(水戸駅前交差点)まで
	水戸市大塚町国道 50 号分岐から 水戸市酒門町国道 6 号(酒門町交差点)まで
国道 51 号	稲敷市県境(千葉県)から 水戸市三の丸(水戸駅前交差点)まで

表 4-3 非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路

拠点名称	所在市町村	アクセス
茨城県庁	水戸市	①国道 50 号バイパス サントル千波交差点 ↓ (主要地方道水戸神栖線) ②県庁西交差点 ↓ (主要地方道水戸神栖線) ③拠点前
水戸赤十字病院	水戸市	①国道 51 号 三の丸 2 丁目交差点 ↓ (水戸市幹線市道 1 号線) ②千波湖土地改良区前の交差点 ↓ (水戸市道城東 48 号線) ③拠点前
水戸済生会総合病院	水戸市	①国道 50 号 双葉台団地入口交差点 ↓ (水戸市道上中妻 76 号線) ②地区センター北交差点 ↓ (水戸市道上中妻 46 号線) ③拠点前
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	茨城町	①北関東自動車道 茨城町西 IC ↓ (主要地方道玉里水戸線) ②高田十字路 ↓ (主要地方道内原塩崎線) ③茨城町常井付近交差点 ↓ (茨城町道 110 号線) ④拠点前
茨城県立中央病院	笠間市	①国道 50 号 内原跨線橋北交差点 ↓ (主要地方道石岡城里線) ②ローソン水戸内原町店前の交差点 ↓ (内原 8-0051 号線～内原 7-0058 号線) ③五平東交差点 ↓ (県道友部内原線) ④拠点前

・茨城県耐震改修促進計画資料編より抜粋

②耐震診断努力義務道路の沿道建築物

茨城県は、耐震改修促進法第5条第3項第三号に基づき、「茨城県地域防災計画」で定められた第一次・第二次・第三次緊急輸送道路※のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路を位置付けて、道路閉塞を起こす可能性のある沿道の建築物に耐震診断の努力義務を課しています。

この路線のうち、市内を通過する区間(表4-4から表4-6)を耐震改修促進法第6条第3項第二号に基づいて本計画に位置付けます。また、同区間から水戸市役所本庁舎に至る道路(表4-7)も同様に位置付けます。これらの沿道の対象建築物のうち、【図4-1】及び【図4-2】に該当する建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、茨城県と協力して、所有者に対して、その実施に努めるよう指導及び助言を行います。

※緊急輸送道路とは、地震直後から発生する避難・救助や物資供給等の応急活動の緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と市役所、消防署、保健所及び救急告示病院(表4-8)等を連絡する道路をいう。

表 4-4 第一次緊急輸送道路

路線名	指定区間	対象番号	
常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から北茨城市県境(福島県)まで	1	
北関東自動車道	筑西市県境(栃木県)から水戸市元石川町(水戸南IC)まで	2	
東水戸道路	水戸市元石川町(水戸南IC)からひたちなか市部田野(ひたちなかIC)まで	3	
国道6号	水戸市酒門町 国道50号交差(酒門町交差点)から水戸市元石川町 北関東自動車道(水戸南IC)まで	4	
国道50号	結城市県境(栃木県)から水戸市三の丸1丁目 国道51号交差(水戸駅前交差点)まで	5	
	水戸市大塚町 国道50号交差(大塚池の端交差点)から水戸市酒門町 国道6号交差(酒門町交差点)まで	6	
国道51号	稲敷市県境(千葉県)から水戸市三の丸1丁目 国道50号交差(水戸駅前交差点)まで	7	
国道118号	水戸市末広町1丁目 一般県道上水戸停車場千波公園線交差(末広町1丁目交差点)から久慈郡大子町県境(福島県)まで	8	
〃	水戸市大町3丁目 国道118号交差(大町3丁目交差点)から水戸市金町1丁目 国道118号交差(気象台前交差点)まで	9	
国道123号	常陸大宮市野口 主要地方道常陸大宮御前山線交差(野口交差点)から水戸市袴塚3丁目 国道118号交差まで	10	
国道245号	水戸市塩崎 国道51号交差(塩崎交差点)から日立市鹿島町2丁目 国道6号交差(国道245号入口交差点)まで	11	
国道349号	水戸市梅香2丁目 主要地方道水戸神栖線交差から常陸太田市県境(福島県)まで	12	
県道	水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町 国道51号交差から東茨城郡大洗町大貫町 国道51号交差(大洗サンビーチ入口交差点)まで	13
	内原塩崎線	水戸市鯉淵町 主要地方道石岡城里線交差から東茨城郡茨城町長岡 国道6号交差(長岡立体交差点)まで	14
	水戸神栖線	水戸市千波町 国道50号交差(サントル千波交差点)から水戸市米沢町 国道50号交差(米沢町交差点)まで	15
		水戸市常磐町 水戸市道交差から水戸市梅香2丁目 国道349号交差まで	16
	石岡城里線	水戸市鯉淵町 主要地方道内原塩崎線交差から水戸市中原町 国道50号交差(内原跨線橋北交差点)まで	17
	玉里水戸線	東茨城郡茨城町中央工業団地 北関東自動車道(茨城町西IC)から水戸市高田町 主要地方道内原塩崎線交差(高田十字路交差点)まで	18
	友部内原線	笠間市東平3丁目 一般県道杉崎友部線交差から水戸市五平町 水戸市道交差(五平東交差点)まで	19
	長岡水戸線	水戸市東野町 国道6号交差(東野町交差点)から水戸市吉沢町 水戸市道交差(吉沢交差点)まで	20
	上水戸停車場千波公園線	水戸市末広町1丁目 国道118号交差(末広町1丁目交差点)から水戸市大工町1丁目 国道50号交差(大工町交差点)まで	21
水戸市幹線市道3号線	水戸市梅香1丁目 主要地方道水戸神栖線交差から水戸市米沢町 国道50号交差(米沢町交差点)まで	22	
〃	水戸市米沢町 主要地方道水戸神栖線交差(米沢町東交差点)から水戸市吉沢町 一般県道長岡水戸線交差(吉沢交差点)まで	23	
水戸市道上市198号線	水戸市大町3丁目 国道118号交差(大町3丁目交差点)から水戸市南町3丁目 国道50号交差(南町3丁目交差点)まで	24	
水戸市道内原7-0058号線	水戸市内原町 主要地方道石岡城里線交差から水戸市五平町 一般県道友部内原線交差(五平東交差点)まで	25	

表 4-5 第二次緊急輸送道路

路 線 名		指定区間	対象 番号
県 道	水戸神栖線	水戸市宮町 国道 50 号交差（水戸駅前交差点）から水戸市千波町 国道 50 号交差（サントル千波交差点）まで	1
	下入野水戸線	水戸市米沢町 水戸市道交差から水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差（千波十文字交差点）まで	2
	上水戸停車場千波公園線	水戸市大工町 1 丁目 国道 50 号交差（大工町交差点）から水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差（借楽園下交差点）まで	3
	馬渡水戸線	ひたちなか市勝倉 主要地方道水戸勝田那珂湊線交差から水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線交差（吉沼町交差点）まで	4
水戸市幹線市道 15 号線, 水戸市道寿 161 号線, 水戸市幹線市道 17 号線		水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差（国土交通省前交差点）から水戸市千波町 国道 50 号交差（木工団地北交差点）まで	5
水戸市幹線市道 2 号線		水戸市城南 3 丁目 国道 51 号交差（城南 3 丁目交差点）から水戸市中央 2 丁目 水戸市道交差まで	6
水戸市幹線市道 39 号線		水戸市元吉田町 国道 50 号交差（水戸工高東交差点）から JR 水戸駅まで	7
水戸市幹線市道 8 号線		水戸市洪井町 国道 51 号交差（谷田町交差点）から水戸市吉沼町 一般県道小泉水戸線交差（吉沼町交差点）まで	8
水戸市道駅南 1 号線, 駅南 20 号線		JR 水戸駅から水戸市城南 2 丁目 水戸市道交差（城南 3 丁目西交差点）まで	9

表 4-6 第三次緊急輸送道路

路線名		指定区間	対象番号
一般国道 118 号		水戸市三の丸 1 丁目 国道 50 号交差（中央郵便局前交差点）から水戸市大町 3 丁目 国道 118 号交差（大町 3 丁目交差点）まで	1
"		水戸市金町 1 丁目 国道 349 号交差（気象台前交差点）から水戸地方気象台まで	2
県道	水戸岩間線	水戸市大工町 2 丁目 国道 50 号交差（大工町 2 丁目交差点）から（社）茨城県歯科医師会まで	3
	水戸神栖線	水戸市笠原町 主要地方道水戸神栖線交差から茨城県道路公社まで	4
	玉里水戸線	水戸市赤塚 1 丁目 水戸市道交差から水戸市赤塚 1 丁目 国道 50 号交差（赤塚郵便局前交差点）まで	5
	水戸勝田那珂湊線	水戸市青柳町 国道 349 号交差（青柳町交差点）から水戸市公設地方卸売市場まで	6
	中石崎水戸線	水戸市酒門町 国道 6 号交差（酒門六差路交差点）から丹野病院まで	7
水戸市幹線市道 15 号線、水戸市道笠原 161 号線		社団法人茨城県薬剤師会から水戸市千波町 主要地方道水戸神栖線交差（国土交通省前交差点）まで	8
水戸市幹線市道 19 号線		水戸市見川町 国道 50 号交差（見川町交差点）から（株）スズケン水戸支店まで	9
水戸市幹線市道 1 号線		水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差から水戸市柵町 2 丁目 水戸市道交差まで	10
水戸市幹線市道 25 号線		水戸市石川 1 丁目 国道 50 号交差（石川町交差点）から大久保病院まで	11
水戸市幹線市道 38 号線		水戸市加倉井町 水戸市道交差から水戸市双葉台 1 丁目 水戸市道交差まで	12
水戸市幹線市道 3 号線		水戸市南町 1 丁目 国道 50 号交差（南町一丁目交差点）から水戸市梅香 1 丁目 主要地方道水戸神栖線交差まで	13
水戸市道駅南 5 号線、駅南 4 号線		水戸市城南 3 丁目 国道 51 号交差（城南 3 丁目交差点）から城南病院まで	14
水戸市道駅南 17 号線		水戸市柵町 1 丁目 水戸市道交差から水戸土木事務所まで	15
水戸市道駅南 1 号線、駅南 11 号線		水戸市宮町 1 丁目 水戸市道交差から日本貨物鉄道（株）水戸営業所まで	16
水戸市道駅南 28 号線		水戸市城南 2 丁目 水戸市道交差から水戸市城南 3 丁目 水戸市道交差まで	17
水戸市道駅南 2 号線		水戸市桜川 2 丁目 水戸市道交差から（社）茨城県高圧ガス保安協会まで	18
水戸市道駅南 4 号線		水戸市中央 1 丁目 水戸市道交差（市役所入口交差点）から水戸市消防本部まで	19
水戸市幹線市道 22 号線		水戸市袴塚 3 丁目 国道 123 号交差から堀原運動公園まで	20
水戸市幹線市道 4 号線		水戸市大町 3 丁目 国道 349 号交差から日本放送協会水戸放送局まで	21
水戸市道上市 154 号線、上り 155 号線、上り 150 号線		水戸市緑町 3 丁目 国道 50 号交差（スポーツセンター入口交差点）から（社）茨城県看護協会まで	22
水戸市道上市 6 号線		水戸市金町 1 丁目 国道 349 号交差（気象台前交差点）から東日本電信電話（株）（茨城支店）まで	23
水戸市道上市 6 号線		水戸市三の丸 1 丁目 国道 118 号交差から東日本旅客鉄道（株）（水戸支店）まで	24
水戸市道上中妻 212 号線		水戸市加倉井町 国道 50 号交差から水戸市加倉井町 水戸市道交差まで	25
水戸市道上中妻 35 号線		水戸市双葉台 1 丁目 水戸市道交差から水戸済生会総合病院まで	26
水戸市道上中妻 46 号線、76 号線		水戸市大塚町 国道 50 号交差（双葉台団地入口交差点）から水戸市双葉台 3 丁目 水戸市道交差（近隣公園北交差点）まで	27
水戸市道城東 42 号線、47 号線		水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差から水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差まで	28
水戸市道城東 48 号線、幹線 1 号線		水戸市三の丸 2 丁目 国道 51 号交差（三の丸 2 丁目交差点）から総合病院水戸赤十字病院まで	29
水戸市道常澄 6-0007 号線、8-3001 号線		水戸市六反田町 国道 51 号交差（百合ヶ丘ニュータウン交差点）から水戸中央病院まで	30
水戸市道常磐 209 号線		水戸市袴塚 3 丁目 水戸市道交差から水戸病院まで	31
水戸市道赤塚 320 号線		水府病院から水戸市赤塚 1 丁目 主要地方道玉里水戸線交差まで	32
水戸市道内原 8-3110 号線、内原 8-3113 号線、内原 3112 号線、内原 8-0050 号線、内原 6-0002 号線		水戸市内原 1 丁目 国道 50 号交差（杉崎南交差点）から（株）メディセオ水戸 FLC まで	33
水戸市道浜田 2 号線		水戸市城東 1 丁目 水戸市道交差から水戸市東台 1 丁目 国道 51 号交差（東台 1 丁目交差点）まで	34

「水戸市地域防災計画」において、緊急輸送道路の耐震化、道路基盤整備が位置付けられています。

表 4-7 緊急輸送道路から水戸市役所本庁舎に至る道路

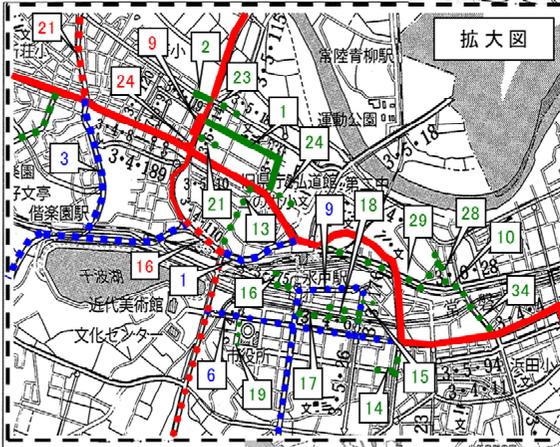
拠点名称	アクセス
水戸市役所本庁舎	水戸市道駅南4号線のうち、水戸市幹線市道39号線の交差点から水戸市役所本庁舎に至るまでの区間

表 4-8 救急告示病院へのアクセス道路(水戸市内)

拠点名称	アクセス
社会医療法人財団 古宿会 水戸中央病院	①国道51号 百合ヶ丘ニュータウン交差点 ↓ (水戸市道常澄6-0007号線) ②稲荷第二小学校前の交差点 ↓ (水戸市道常澄8-3001号線) ③拠点前
医療法人社団協栄会 大久保病院	①国道50号 石川町交差点 ↓ (水戸市幹線市道25号線) ②拠点前
総合病院水戸協同病院	①国道50号 南町一丁目交差点 ↓ (水戸市幹線市道3号線) ②拠点前
城南病院	①国道51号線 城南3丁目交差点 ↓ (水戸市道駅南5号線) ②城南病院前の交差点 ↓ (水戸市道駅南4号線) ③拠点前
国家公務員共済組合連合会 水府病院	①国道50号 赤塚郵便局前交差点 ↓ (主要地方道玉里水戸線) ②水府病院前の交差点 ↓ (水戸市道赤塚320号線) ③拠点前
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	①国道349号 青柳町交差点 ↓ (主要地方道水戸勝田那珂湊線) ②拠点前
医療法人誠潤会 水戸病院	①国道123号 茨大入口交差点 ↓ (水戸市幹線市道22号線) ②水戸病院前の交差点 ↓ (水戸市道常盤209号線) ③拠点前

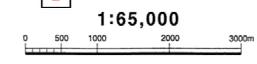
※水戸赤十字病院、水戸済生会総合病院へのアクセス道路は、P19 参照。

水戸市内の緊急輸送道路



第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		第3次緊急輸送道路	
番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
1	常磐自動車道	1	水戸神橋線	1	国道118号
2	北関東自動車道	2	下人野水戸線	2	国道118号
3	東水戸道路	3	上水戸停車場千波公園線	3	水戸岩間線
4	国道6号	4	高波水戸線	4	水戸神橋線
5	国道50号	5	水戸市幹線市道15号線、 赤181号線、幹線市道17号線	5	玉里水戸線
6	国道50号	6	水戸市幹線市道2号線	6	水戸勝田那珂湊線
7	国道51号	7	水戸市幹線市道39号線	7	中石橋水戸線
8	国道118号	8	水戸市幹線市道8号線	8	水戸市道幹線15号線、五里181号線
9	国道118号	9	水戸市幹線市道20号線	9	水戸市道幹線10号線
10	国道123号	10	水戸市幹線市道1号線	10	水戸市道幹線市道1号線
11	国道245号	11	水戸市幹線市道25号線	11	水戸市道幹線市道25号線
12	国道349号	12	水戸市幹線市道38号線	12	水戸市道幹線市道38号線
13	水戸幹田佐原線	13	水戸市幹線市道3号線	13	水戸市道幹線市道3号線
14	内原塩崎線	14	水戸市道駅南5号線、駅南4号線	14	水戸市道駅南5号線、駅南4号線
15	水戸神橋線	15	水戸市道駅南17号線	15	水戸市道駅南17号線
16	水戸神橋線	16	水戸市道駅南1号線、11号線	16	水戸市道駅南1号線、11号線
17	石岡城里線	17	水戸市道駅南28号線	17	水戸市道駅南28号線
18	玉里水戸線	18	水戸市道駅南2号線	18	水戸市道駅南2号線
19	左部内原線	19	水戸市道駅南4号線	19	水戸市道駅南4号線
20	長岡水戸線	20	水戸市道幹線22号線	20	水戸市道幹線22号線
21	上水戸停車場千波公園線	21	水戸市道幹線4号線	21	水戸市道幹線4号線
22	水戸市幹線市道3号線	22	水戸市道上市154号線、 上市155号線、上市150号線	22	水戸市道上市154号線、 上市155号線、上市150号線
23	水戸市幹線市道3号線	23	水戸市道上市6号線	23	水戸市道上市6号線
24	水戸市道上市198号線	24	水戸市道上市6号線	24	水戸市道上市6号線
25	水戸市道内原7-0058号線	25	水戸市道上中妻212号線	25	水戸市道上中妻212号線
		26	水戸市道上中妻35号線	26	水戸市道上中妻35号線
		27	水戸市道上中妻46号線、 上中妻716号線	27	水戸市道上中妻46号線、 上中妻716号線
		28	水戸市道城東42号、47号線	28	水戸市道城東42号、47号線
		29	水戸市道常澄48号線、幹線1号線	29	水戸市道常澄48号線、幹線1号線
		30	水戸市道常澄6-0007号線、 常澄8-3001号線	30	水戸市道常澄6-0007号線、 常澄8-3001号線
		31	水戸市道常澄209号線	31	水戸市道常澄209号線
		32	水戸市道赤塚20号線	32	水戸市道赤塚20号線
		33	水戸市道内原8-3110号線、 内原8-3113号線、内原3112 号線、内原8-0050号線、内原 6-0002号線	33	水戸市道内原8-3110号線、 内原8-3113号線、内原3112 号線、内原8-0050号線、内原 6-0002号線
		34	水戸市道沢田2号線	34	水戸市道沢田2号線

図 4-3 茨城県地域防災計画に定める緊急輸送道路



凡 例	
	国道・高速自動車道
	県道
	市道
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	第3次緊急輸送道路

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

市内には耐震改修促進法附則第3条の規定による耐震診断が義務付けられた大規模建築物（要緊急安全確認大規模建築物）が、公共建築物及び民間建築物合わせて26件あります。内24件（耐震化率92.3%）が、耐震診断により耐震性が有ることが確認されたもの、若しくは耐震改修工事により耐震性が確保されたものとなっています。耐震性が確保されていない民間建築物2件については、所有者に対して、必要な耐震改修に努めるよう指導及び助言を行います。

4 耐震化促進のための環境整備

耐震改修を促進するためには、持ち家に居住する割合が高い高齢者世帯をはじめ建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 耐震診断マニュアルの普及

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう、県が策定した耐震診断業務マニュアルの普及促進に努め、診断業務の標準化による効率化を図り、耐震診断に対する住宅の所有者の信頼性の向上に努めます。

(2) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表

市民が、適正な工法・価格で質の高い住宅が確保できるよう、また、地震時の減災害対策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県による住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成・登録制度を活用し、市民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備するとともに、地元の優良なリフォーム工事業者の登録制度の推進を図ります。

(3) 相談窓口の設置

建築物の所有者等が耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問い合わせできるよう、相談窓口を設置し、耐震診断及び耐震改修、リフォーム等、市民にとってわかりやすいものとなるよう努めます。また、専門的な事項については、関係団体等と十分に連携・協力して対応するよう努めます。

さらに、耐震診断や耐震改修に関する助成・融資制度、税制の特例及び専門家の紹介並びにその他建築物の所有者等にとって有益な情報の提供を行い、耐震改修を促進するための環境づくりに努めます。

(4) 地震防災マップの公表

地震防災マップとは、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図のことです。ホームページからのダウンロードなどの方法で簡単に入手できます。

(5) セミナー、講習会の開催やパンフレットの作成、配布

より多くの市民に、地震の危険性や建築物の耐震性についての正確な知識や情報が提供できるよう、セミナー、講習会の開催、展示会等を行うとともに、パンフレットの作成、配布を行い、耐震診断及び耐震改修の重要性に関する啓発に努めます。

また、広報やホームページへの掲載など、様々な媒体を利用し、市民に周知します。

(6) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会をとらえて耐震改修を促進するとともに、住宅リフォーム等を計画している市民の方が、適正な工法、価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、県の登録制度(耐震改修・リフォームアドバイザー)を活用するなど、住宅リフォームに関する相談、情報提供を行います。

(7) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

住宅所有者等に対する意識啓発、制度周知、改修事業者の技術力の向上、市民への周知、普及等住宅の耐震化を総合的に支援します。

5 耐震化促進を図るための支援策

(1) 助成

建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。また、新たに耐震診断義務付けの対象となる建築物の所有者に対して、耐震診断費用等の助成が行えるように、現行の助成制度の見直し、若しくは、新たな制度の策定を検討します。

①水戸市木造住宅耐震診断事業

制度名	水戸市木造住宅耐震診断事業
概要	○水戸市が住宅・建築物耐震改修等事業(国補事業)を行い、有料で「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震診断を実施する。
事業主体	○水戸市
対象建築物	○昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅。 ○地上階数が2以下のもので、延べ面積が30㎡以上であること。 ○在来工法または枠組壁工法によって建築されたもの。 ○過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの。
対象者	○建築物所有者及び世帯員が市税の滞納をしていないこと。
実績	平成19年度～令和3年度 282戸(累計：実績)

②水戸市木造住宅耐震改修設計・工事業

制度名	水戸市木造住宅耐震改修設計・工事業
概要	○木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。
事業主体	○水戸市
対象建築物	○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅。 ○在来工法または枠組壁工法によって建築されたもの。 ○耐震診断の結果、対象住宅の上部構造評点が 1.0 未満とされたもので、耐震改修工事・設計によって、上部構造評点を 1.0 以上とするもの。 ○茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修工事の設計を行うものであること。 ○耐震改修工事については、建設業法に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ○耐震改修設計については、補助金の交付を受けた耐震改修工事の設計をしたことがない住宅であること。
対象者	○補助対象住宅の所有者で、市税を滞納していないこと。
実績	平成 22 年度～令和 3 年度 11 戸（累計：実績）

③水戸市大規模建築物耐震診断事業

制度名	水戸市大規模建築物耐震診断事業
概要	○特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助する。
事業主体	○水戸市
対象建築物	○建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付を受けた建築物であること。 ○公的機関がその全部を所有する建築物でないこと。 ○公的機関から耐震診断に関する同種または類似の補助金を受けていない建築物であること。 ○建築物の所有者が補助事業を実施する建築物であること。 ○共有建築物である場合は、耐震診断又は耐震診断の結果の評価の実施について共有者の全員の同意を得ていること。 ○区分所有建築物である場合は、耐震診断又は耐震診断の結果の評価の実施についての区分所有者全員の同意又は管理組合等の議決があること。
対象者	○建築物の所有者（区分所有建築物にあつては当該建築物の全ての区分所有者、共有建築物にあつては当該建築物の全ての共有者）が市税を滞納していないこと。
実績	平成 26 年度～令和 3 年度 5 件（累計：実績）

④耐震補強・改修に対する融資制度

制度名	住宅金融支援機構(リフォーム融資)
概要	○耐震改修工事に対する融資を行う。
事業主体	○住宅金融支援機構
対象となる工事	○県又は市の認定を受けた耐震改修計画に従って行う工事。 機構の定める耐震基準に適合する工事。
内容	・戸建住宅 融資限度額：1,500万円 ・マンション 融資限度額：融資対象工事費以内

⑤耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	既存住宅に係る耐震改修促進税制
概要	・個人が旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合の所得税控除を行う。
特例措置内容	・標準的な工事費用相当額の10%相当額を所得税から控除。 ○主な要件 ①その者が主として居住の用に供する家屋であること。 ②昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。 ③現行の耐震基準に適合しないものであること。

(2) 人材の育成

耐震改修等の実施にあたって必要な人材等を活用し、耐震改修等の円滑な実施に備えます。

①木造住宅耐震診断士の養成（茨城県）

制度名	木造住宅耐震診断士の養成
概要	○耐震診断に必要とされる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法を習得した建築士で、実施方法や評価方法を統一したものにするため、県等で講習会を実施し、知事が認定を行っている。 ・認定の有効期限は5年。 ・県及び市町村の窓口等において耐震診断士認定者名簿を閲覧に供し、耐震診断を実施している設計事務所等の情報を県民へ提供している。 ・診断士は、市町村が実施する耐震診断事業に協力し、診断を実施する。

②住宅耐震リフォームアドバイザーの養成（茨城県）

制度名	住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
概要	<p>○悪質な住宅リフォーム詐欺の発生が社会問題化している一方、既存住宅のバリアフリー化や耐震化等の住居環境の向上を目的としたリフォーム工事や増改築の需要が高まっているため、県民が安心して適切な住宅リフォーム工事が実施できるよう、住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録制度を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事の認定を受けた木造住宅耐震診断士が対象。 ・講習会を受講し、登録を行う。 ・適切な工法・価格で耐震改修やバリアフリーなどのリフォーム工事ができるよう県民をサポートし、住宅全般の相談に対応できる体制とする。

③自主防災組織等のリーダーの育成（茨城県）

制度名	自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）
概要	<p>○防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材の育成を目的としており、耐震診断と補強も履修内容のひとつとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則土曜日又は日曜日に開講。計4日間の講義を実施。 ・対象者は、市町村、自治会・町内会や企業等で防災業務に従事する者。 ・修了者は、「防災士試験」の受験資格を得る。

6 建築物の総合的な安全対策の促進

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず建築物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策をとることが重要であることから、以下のような対策を講じます。

(1) 家具の転倒防止及び外壁・ガラスの落下防止対策

近年発生した大地震の被害状況によると、家具類の転倒及び外壁・窓ガラスの落下が原因となり負傷する人々が多いことがわかります。家具の転倒及び外壁・窓ガラスの落下の危険性について、市民や建築物の所有者に周知し、対策を講じることが重要であるため、パンフレットの配布やキャンペーンの実施、市の相談窓口、ホームページの利用等による啓発活動を行うとともに市によるパトロールを推進します。

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路がふさがれたりして避難や救援活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

そのため、通学路（児童生徒が水戸市立小中学校又は義務教育学校に通うため徒歩又は自転車にて通行する市内の道路の区間であって、教育長が認めたものをいう。）及び災害時主要道路（水戸市地域防災計画に定めるものをいう。）をブロック塀等の安全対策が必要な避難路として位置付け、避難路沿道等に存する危険ブロック塀等の撤去支援を行います。

また、市民や建築物の所有者に対する危険性の周知、正しい施工方法や補強方法の普及のため、パンフレット等の作成・配布、ホームページの利用等による啓発活動を進めます。

さらに、ブロック塀等の生垣化を推進するため、生垣設置奨励補助制度の普及に努めます。

制度名	水戸市危険ブロック塀等の撤去に対する補助制度
概要	ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去に対する補助金を交付しています。補助金の額は、補助対象経費の額若しくは撤去工事を行う危険ブロック塀等の長さに1m当たり1万4千円を乗じて得た額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額となります。
事業主体	水戸市
補助要件	① 本市の区域内に存すること。 ② 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 ③ 危険ブロック塀等の一部撤去工事にあっては、撤去しない部分について倒壊の危険性がないこと。 ④ 危険ブロック塀等がある敷地が販売を目的とする敷地でないこと。 ⑤ 建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。 ⑥ 同一敷地内において、危険ブロック塀等補助金交付要項に基づく補助金の交付を受けていないこと。
実績・予定	令和2年度～令和3年度 60戸（累計：実績）

制度名	生垣設置奨励補助制度
概要	<p>緑豊かな住みよい街づくり推進のため、生垣を新たに設置する方に補助金を交付しています。</p> <p>補助金の額は、</p> <p>① 生垣の設置に要する費用の2分の1。(限度額15万円。但し1m当りの限度額5千円)</p> <p>② 生垣を設置するためのブロック塀等の撤去に要する費用の2分の1。 (限度額9万円。但し1㎡当りの限度額は3千円)</p>
事業主体	水戸市
補助要件	<p>① 水戸市内の住宅用地において、新設するもの又は既存のブロック塀等を取り壊し、生垣に改造するもの。(国又は公共団体の設置するものを除く)</p> <p>② 公共用道路に面するもので、その延長が5メートル以上であるもの。(道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。)</p> <p>③ 樹木の高さがおおむね1メートル以上で、相互に葉の触れ合う程度に列植され、生垣の外観を備えるもの。</p> <p>④ ブロック塀等の内側に設置するもので、当該ブロック塀等の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの。</p> <p>⑤ この要項による補助金の交付を受けた生垣の設置場所と同一の敷地に、設置するものでないもの。</p> <p>⑥ 販売を目的とする住宅用地に設置するものでないもの。</p> <p>⑦ その設置について国又は地方公共団体から補助又は補償を受けたものでないもの。</p>

(3) 盛土造成地の耐震対策

本市では、一定規模以上の盛土造成地の位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成し、ホームページで公開しています。必要に応じて、窓口等でも情報提供を行い、市民の防災意識の向上を図ります。

(4) 天井脱落対策

2011(平成23)年の東日本大震災では、体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

既存建築物について定期報告制度による情報把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導し、耐震化を促進します。

(5) 昇降機の安全対策

2011(平成23)年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導し、耐震化を促進します。

(6) 町内会等との連携による啓発・普及対策

市の防災力を総合的に高めるため、耐震診断及び耐震改修の重要性に関する啓発だけでなく、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災全体に係る啓発、普及を図ります。

また、災害時の避難や消火活動は、地域における自主防災組織により、共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組んでいきます。

7 耐震化を促進するための適切な指導や命令等

市は、建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁として、第4章に示す建築物の所有者に対し、必要な指導や命令等を行います。指導や命令等は【図4-5】に示すとおり、耐震改修促進法及び建築基準法に基づいて行います。

表 4-9 指導や命令等の対象建築物

対象建築物区分	概要
要安全確認計画記載建築物	・ 防災拠点建築物（耐震改修促進法第7条第一号） →本計画の第4章3（1） ・ 通行障害既存耐震不適格建築物 （耐震改修促進法第7条第二号） →本計画の第4章3（2）①
要緊急安全確認大規模建築物	一定の用途及び規模以上の既存耐震不適格建築物でその地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの （耐震改修促進法附則第3条）
特定既存耐震不適格建築物	一定の用途及び規模以上の既存耐震不適格建築物 （耐震改修促進法第14条第一号）
通行障害建築物	要安全確認計画記載建築物を除く通行障害建築物 （耐震改修促進法第14条第三号） →本計画の第4章3（2）②

なお、上記以外の既存耐震不適格建築物に該当する建築物の所有者においても、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。所管行政庁は、必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言を行います。

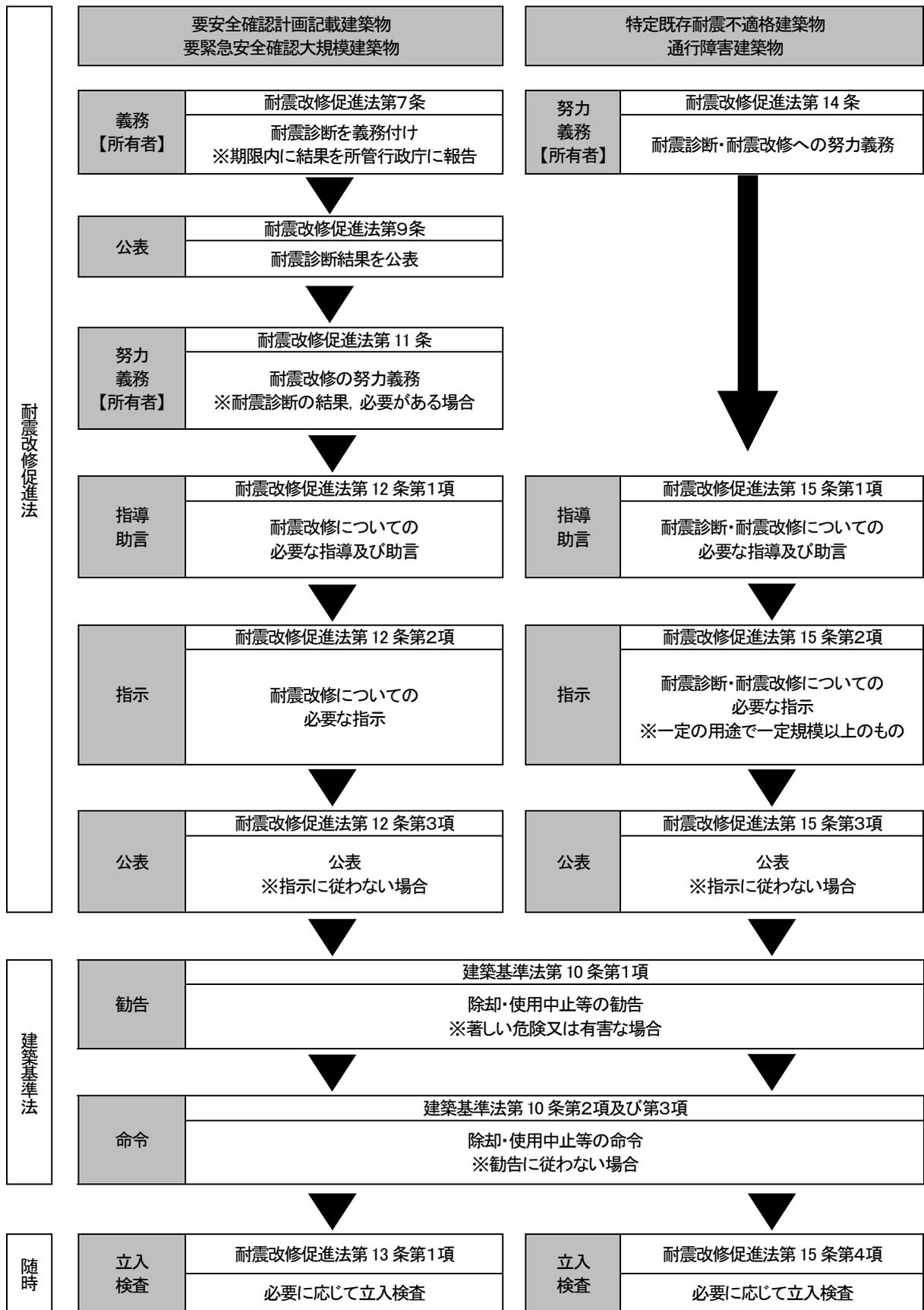


図 4-5 指導や命令等の流れ

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

計画的な耐震化の促進を図るためには、情報提供の充実、診断技術者の育成等といった施策を総合的に推進するための体制づくりが必要です。

そのため、県や近隣自治体、建築関係団体等との適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

(1) 茨城県や周辺自治体との連携

市は、耐震改修の目標実現のために、茨城県建築防災推進連絡協議会を通じ、耐震改修に関する施策を推進する県や周辺自治体との連携を図ります。

(2) 関係団体、事業者との連携

市内の建築士事務所協会、建築士会、建築事業者等との情報交換を積極的に進め、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(3) 地域住民との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。

市は、耐震化の促進のための相談、パンフレットの作成・配布、ホームページの利用等のきめ細かな施策を展開し、地域住民との連携を図りながら、耐震化を促進します。

また、災害時の避難や消火活動等は地域の人々が組織的に災害に対応することが重要であることから、自治会や町内会等の地域住民との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組んでいきます。

2 進行管理

本計画の推進に当たっては、住宅・建築物の耐震化の促進などにより、災害に強いまちの実現に向けた目標の進捗状況を把握し、PLAN（計画の策定・見直し）、DO（施策の実施・運用）、CHECK（施策の評価）、ACTION（検討・改善）によるPDCAサイクルの手法に基づき進行管理を行っていくこととします。

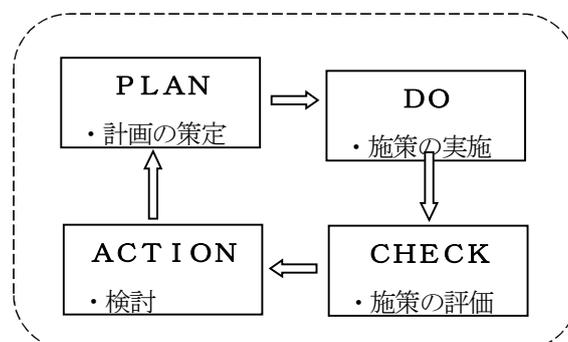


図5-1 PDCAサイクル

資料編

資料 1	市有建築物（旧耐震建築物に限る）一覧	38
資料 2	国の住宅の耐震化率の推計方法に関する資料	44
資料 3	用語解説	45

資料1 市有建築物(旧耐震建築物に限る)一覧

※グループ分け及び分類については15ページ表3-5を参照して下さい。

表1-1 グループ1 災害対策の拠点機能等を持つ施設

分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ア	内原庁舎	○		財産活用課
ア	常澄庁舎	○		財産活用課
ア	南消防署	×	令和4年度新庁舎竣工後に機能移転	消防総務課
ア	土木補修事務所(事務所兼車庫)	○		土木補修事務所
ア	土木補修事務所(車庫)	○		土木補修事務所
ア	土木補修事務所(倉庫)	○		土木補修事務所
イ	緑岡出張所	○		消防総務課
イ	城東出張所	○		消防総務課
イ	第12分団詰所	○		消防総務課
ウ	寿小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	三の丸小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	城東小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	浜田小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	常磐小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	吉田小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	飯富小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	千波小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	梅が丘小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	双葉台小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	笠原小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	下大野小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	妻里小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	赤塚小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	鯉淵小学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	旧山根小学校屋内運動場	○		財産活用課
ウ	双葉台中学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	内原中学校屋内運動場	○		学校施設課
ウ	渡里市民センター	○		市民生活課
ウ	寿市民センター	○		市民生活課
ウ	飯富市民センター	○		市民生活課
ウ	三の丸市民センター	○		市民生活課
ウ	緑岡市民センター	○		市民生活課
ウ	五軒市民センター (男女平等参画センターを含む)	○		市民生活課 男女平等参画課
ウ	吉田市民センター	○		市民生活課
ウ	内原市民センター	○		市民生活課
ウ	内原中央公民館中妻分館	○		財産活用課
ウ	青柳公園市民体育館	○		体育施設整備課
ウ	総合運動公園体育館	○		体育施設整備課
ウ	常澄健康管理 トレーニングセンター体育館	○		体育施設整備課

表1-2 グループ2 災害時に都市インフラを支える施設

分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ア	開江浄水場(管理棟・浄水池)	○		浄水管理事務所
ア	枝内取水場	○		浄水管理事務所
ア	枝内取水塔	○		浄水管理事務所
ア	千波配水場(配水池)	○		浄水管理事務所
ア	開江浄水場(配水池 1号池)	○		浄水管理事務所
ア	開江浄水場(配水池 2号池)	○		浄水管理事務所
ア	開江浄水場(配水池 3号池)	○		浄水管理事務所
ア	開江浄水場(配水池 4号池)	○		浄水管理事務所
ア	最高区配水場(配水池)	×	廃止予定	浄水管理事務所
ア	国田配水場(配水池)	○		浄水管理事務所
イ	斎場(本館)	○		衛生事業課
イ	斎場(火葬棟)	○		衛生事業課
イ	斎場(第二式場)	○		衛生事業課
イ	水戸浄化センター (管理棟・汚水沈砂池)	○		下水道施設管理事務所
イ	水戸浄化センター池上屋 (最初沈殿池, 反応タンク)	○		下水道施設管理事務所
イ	水戸浄化センター(汚水沈砂池)	○		下水道施設管理事務所
イ	水戸浄化センター (砂ろ過電気室棟)	○		下水道施設管理事務所
イ	桜川第1ポンプ場	○		下水道施設管理事務所
イ	桜川第1ポンプ場(自家発室)	○		下水道施設管理事務所
イ	那珂川汚水ポンプ場	○		下水道施設管理事務所
イ	双葉台第1中継ポンプ場	○		下水道施設管理事務所
イ	双葉台第2中継ポンプ場	○		下水道施設管理事務所
イ	見川クリーンセンター(処理棟)	○		衛生事業課
イ	見川クリーンセンター(管理棟)	×	検討中	衛生事業課
イ	公設地方卸売市場(福利厚生会館)	○		公設地方卸売市場
イ	公設地方卸売市場 (水産棟・仲卸棟)	○		公設地方卸売市場
イ	公設地方卸売市場(第二店舗棟)	×	除却予定	公設地方卸売市場

表1-3 グループ3 災害時における被害防止の視点から整備すべき施設

分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ア	開江老人ホーム	○		高齢福祉課
ア	老人福祉センター 柳堤荘	○		高齢福祉課
ア	双葉台保育所	○		幼児保育課
ア	常澄認定こども園	○		幼児保育課
ア	杉山保育所	○		幼児保育課
ア	動物愛護センター	○		保健衛生課
ア	こども発達支援センター妻里分室	○		子育て支援課
ア	梅が丘幼稚園	○		幼児保育課
ア	千波幼稚園園舎	○		こども政策課
ア	千波幼稚園園舎	○		こども政策課
ア	寿幼稚園園舎	○		幼児保育課

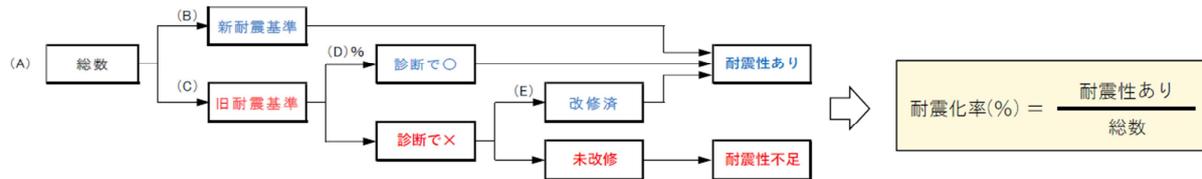
分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ア	寿幼稚園園舎	○		幼児保育課
ア	吉田が丘幼稚園	○		幼児保育課
ア	笠原幼稚園	○		幼児保育課
ア	柳河小学校校舎	○		学校施設課
ア	河和田小学校校舎	○		学校施設課
ア	河和田小学校校舎	○		学校施設課
ア	河和田小学校図書館	○		学校施設課
ア	河和田小学校給食室	○		学校施設課
ア	梅が丘小学校校舎	○		学校施設課
ア	梅が丘小学校校舎	○		学校施設課
ア	梅が丘小学校渡り廊下	○		学校施設課
ア	双葉台小学校校舎	○		学校施設課
ア	双葉台小学校校舎	○		学校施設課
ア	双葉台小学校 開放学級	○		放課後児童課
ア	浜田小学校校舎	○		学校施設課
ア	浜田小学校校舎	○		学校施設課
ア	浜田小学校校舎	○		学校施設課
ア	吉田小学校校舎	○		学校施設課
ア	吉田小学校校舎	○		学校施設課
ア	石川小学校校舎	○		学校施設課
ア	石川小学校校舎	○		学校施設課
ア	石川小学校校舎	○		学校施設課
ア	石川小学校校舎	○		学校施設課
ア	千波小学校校舎	○		学校施設課
ア	千波小学校給食室	○		学校施設課
ア	下大野小学校校舎	○		学校施設課
ア	妻里小学校校舎	○		学校施設課
ア	妻里小学校校舎	○		学校施設課
ア	妻里小学校倉庫	○		学校施設課
ア	妻里小学校給食室	○		学校施設課
ア	寿小学校校舎	○		学校施設課
ア	寿小学校校舎	○		学校施設課
ア	寿小学校校舎	○		学校施設課
ア	寿小学校給食室	○		学校施設課
ア	笠原小学校校舎(校門側)	○		学校施設課
ア	笠原小学校校舎(体育館側)	○		学校施設課
ア	笠原小学校給食室	○		学校施設課
ア	城東小学校校舎(校庭から右)	○		学校施設課
ア	城東小学校校舎(校庭から左)	○		学校施設課
ア	渡里小学校校舎(プール側)	○		学校施設課
ア	渡里小学校校舎	○		学校施設課
ア	渡里小学校校舎	○		学校施設課
ア	酒門小学校校舎(道路側)	○		学校施設課
ア	酒門小学校校舎(体育館側)	○		学校施設課
ア	緑岡小学校校舎	○		学校施設課

分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ア	緑岡小学校給食室	○		学校施設課
ア	上大野小学校校舎(体育館側)	○		学校施設課
ア	上大野小学校校舎(プール側)	○		学校施設課
ア	飯富小学校校舎	○		学校施設課
ア	飯富小学校給食室	○		学校施設課
ア	赤塚小学校校舎	○		学校施設課
ア	旧山根小学校校舎	○		財産活用課
ア	第一中学校校舎	○		学校施設課
ア	第一中学校校舎	○		学校施設課
ア	第一中学校校舎	○		学校施設課
ア	第一中学校特別教室棟	○		学校施設課
ア	緑岡中学校校舎	○		学校施設課
ア	緑岡中学校校舎	○		学校施設課
ア	第四中学校校舎	○		学校施設課
ア	第四中学校校舎	○		学校施設課
ア	双葉台中学校校舎	○		学校施設課
ア	第五中学校校舎 (校庭から後ろ右)	○		学校施設課
ア	第五中学校校舎 (校庭から後ろ左)	○		学校施設課
ア	内原中学校校舎(プール側)	○		学校施設課
ア	内原中学校武道場	○		学校施設課
ア	赤塚中学校校舎(校庭から左)	○		学校施設課
ア	赤塚中学校校舎(校庭から右)	○		学校施設課
ア	飯富中学校校舎(校庭から中右)	○		学校施設課
ア	飯富中学校校舎(校庭から左)	○		学校施設課
ア	飯富中学校校舎(校庭から中左)	○		学校施設課
イ	総合運動公園(野球場)	○		体育施設整備課
イ	総合運動公園 (テニス管理棟)	○		体育施設整備課
イ	常澄運動場(管理棟)	×	除却予定	体育施設整備課
イ	大串貝塚ふれあい公園 (プール横管理棟)	○		体育施設整備課
イ	中央図書館・博物館	○		中央図書館
イ	自然環境活用センター	○		農政課
イ	水戸市少年自然の家	○		生涯学習課
ウ	六番池住宅1棟	○		住宅政策課
ウ	六番池住宅2棟	○		住宅政策課
ウ	六番池住宅3棟	○		住宅政策課
ウ	六番池住宅4棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅7棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅8棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅5棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅6棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅4棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅3棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅1棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅2棟	○		住宅政策課

分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ウ	双葉台住宅 10 棟	○		住宅政策課
ウ	双葉台住宅 9 棟	○		住宅政策課
ウ	見和住宅	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 55 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 56 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 57 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 64 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 301 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 302 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 304 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 306 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 307 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 500 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 501 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 308 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 309 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 601 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 602 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 505 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 603 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 800 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 803 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 804 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 805 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 63 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-6 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-7 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-8 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-9 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-1 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-2 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-3 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-5 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-6 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-7 棟	○		住宅政策課
ウ	平須町住宅 22 棟	○		住宅政策課
ウ	平須町住宅 23 棟	○		住宅政策課
ウ	平須町住宅 33 棟	○		住宅政策課
ウ	平須町住宅 34 棟	○		住宅政策課
ウ	平須町住宅 41 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 300 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 303 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 305 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 502 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 503 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 504 棟	○		住宅政策課

分類	施設名称	耐震性	備考	所管課
ウ	河和田住宅 506 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 507 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 701 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 702 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 801 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 802 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 806 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-1 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-2 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-3 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-4 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 51-5 棟	○		住宅政策課
ウ	河和田住宅 52-3 棟	○		住宅政策課
ウ	花畑住宅 1 棟	×	検討中	住宅政策課
ウ	花畑住宅 2 棟	×	検討中	住宅政策課
ウ	花畑住宅 3 棟	×	検討中	住宅政策課
ウ	花畑住宅 4 棟	×	検討中	住宅政策課
ウ	花畑住宅 5 棟	×	検討中	住宅政策課
ウ	花畑住宅 6 棟	×	検討中	住宅政策課
ウ	渡里町住宅 1 棟	×	除却予定	住宅政策課
ウ	渡里町住宅 2 棟	×	除却予定	住宅政策課
ウ	渡里町住宅 3 棟	×	除却予定	住宅政策課
ウ	双葉台住宅集会所	×	検討中	住宅政策課
ウ	六番池住宅集会所	×	検討中	住宅政策課
ウ	河和田住宅第 1 集会所	×	建替予定	住宅政策課
ウ	河和田住宅第 3 集会所	×	検討中	住宅政策課

資料2 国の住宅の耐震化率推計方法に関する資料



これまでの推計方法	H30耐震化率における推計方法
<p>(A) 総数 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数</p> <p>(B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p>(C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p>(D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H16年の都道府県アンケートから得られる、H15年度までに地方公共団体の補助制度を活用し耐震診断を実施し、耐震性ありと判定された住宅の割合 (= 耐震性ありと判定された戸数 / 耐震診断実施戸数)</p> <p>(E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H15年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H11年以降の耐震工事をした戸数 ・H16年以降の増改築・改修工事等(壁・柱・基礎等の補強工事)をした戸数 ・H21年以降の増改築・改修工事等(壁・柱・基礎等の補強工事)をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)</p>	<p>(A) 総数 住調から得られる、居住世帯のある住宅戸数</p> <p>(B) 新耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S56年以降に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p>(C) 旧耐震基準で建てられた住宅戸数 住調から得られる、S55年以前に建てられた住宅戸数 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の戸数の割合で按分する)</p> <p>(D) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震性割合 H20～30年の住調から得られる、H16～30年に耐震診断を実施し、結果「耐震性が確保されていた」住宅の割合 (= 耐震性が確保されていた住宅戸数(「耐震改修工事をした」住宅を除く) / 耐震診断実施戸数) ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)</p> <p>(E) 旧耐震基準で建てられた住宅の耐震改修工事の実施戸数 H20年以降の住調から得られる以下の戸数の累計 ・H20年以前の耐震改修工事をした戸数 ・H21～25年に耐震改修工事をした戸数 ・H26～30年に耐震改修工事をした戸数 ※S55年以前に建てられた住宅のみを対象 (建築年代不詳戸数はS56年以降とS55年以前の実施戸数の割合で按分する)</p>

※住調：住宅・土地統計調査の略称

あ

茨城県木造住宅耐震診断士

茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づき、以下の3つの条件を満たした者を知事が認定した建築技術者。

- 県が主催した「茨城県木造住宅耐震診断技術者講習会」を受講した者。または、(財)日本建築防災協会が開催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習」を受講した者。
 - 一級建築士資格取得後5年以上経過した者。又は、二級建築士・木造建築士資格取得後10年以上経過した者。
 - 建築士事務所登録を行った建築設計事務所等に勤務する者。
-

か

既存耐震不適格建築物

地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの
(耐震改修促進法第5条第3項第一号)

建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標(目標とする耐震化率)を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務付けられた。

減災

災害時には、いかなる対策をとったとしても被害は生ずるという認識のもと、被害の発生を低減し、最小限にとどめるという考え方や取り組みのこと。

な

地震防災マップ

地震被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。地震防災マップを利用することにより、災害発生時に住民等が迅速・的確に避難を行うことができる。

本計画の策定にあたり、本市では表層地盤の揺れやすさを表現した「揺れやすさマップ」を作成した。

住宅・土地統計調査

わが国における住宅の規模、構造、住宅・土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯等に関する実態調査。昭和23年以来5年ごとに行われていたが、平成10年度調査より、「住宅統計調査」から「住宅・土地統計調査」と調査名を変更して内容の拡充が図られた。

住宅耐震・リフォームアドバイザー

県知事登録の資格制度。木造住宅耐震診断士（県知事認定）の資格を持つ建築士を対象に、リフォームに関する専門的な講習を実施し、リフォーム全般に習熟した建築士を養成、認定登録するもの。

新耐震基準

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、1981年（昭和56年）の改正以降、数度の見直しが行われたもの。

た

耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること（耐震改修促進法第2条第2項）

耐震化整備プログラム

建築物の耐震診断結果より、必要な耐震性が確保されていないと判定された施設について、重点的・計画的に耐震化を推進するために作成する整備プログラム。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき平成18年1月25日に告示された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムを策定することとされている。

耐震化率	耐震性を満たす住宅・建築物数（昭和56年6月1日以降の建築物数+昭和56年5月31日以前の建築物のうち、耐震性を満たす建築物数）が住宅・建築物数（昭和56年6月1日以降の建築物数+昭和56年5月31日以前の建築物数）に占める割合のこと。
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること (耐震改修促進法第2条第1項)
耐震不明建築物	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した地震に対する安全性が明らかでない建築物 (耐震改修促進法施行令第3条)
地域防災計画	地震や風水害などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。 本市では、平成16年3月に「水戸市地域防災計画」を策定。令和3年8月改定。
通行障害既存耐震不適合建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物であって、既存耐震不適合建築物であるもの (耐震改修促進法第5条第3項第二号)
通行障害建築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして耐震改修促進法施行令第4条で定める建築物。
特定既存耐震不適合建築物	既存耐震不適合建築物のうち、定められた用途や規模に該当する建築物(要安全確認計画記載建築物を除く)。 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び地震により倒壊し道路を閉鎖させる建築物のこと。

よ

要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に定められた以下の建築物

- 法第5条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物
- その敷地が法第5条第3項第二号により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)
- その敷地が法第6条第3項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る)

要緊急安全確認大規模建築物

不特定多数の方が利用する大規模建築物等

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
 - 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの
- (耐震改修促進法附則第3条第1項)
-